次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団行動計画

仕事と育児・介護の両立支援制度を活用しやすい環境を整え、
誰もが個々の能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

２．内容

目標１：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

＜取組内容＞

令和7年4月から

●育児休業を取得しやすくする。

●育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備する。

●育児休業の取得を希望する労働者について、その円滑な取得を促進する。

目標２：子育てをしつつ活躍する女性労働者を増やすための環境の整備

＜取組内容＞

令和7年4月から

●女性労働者の育成に関する管理職研修等を受講できるようにする。

●育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための研修等を受講できるようにする。

目標３：働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

＜取組内容＞

令和7年4月から

●年次有給休暇の取得を促進するため、取得計画を作成するなど職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

労働者に占める女性労働者の割合

正職員　39.1％　　嘱託職員　55.5％　　臨時職員　50.0％　（令和7年3月31日現在）